

現行条例と改正法の違い

現行条例	改正法	現行条例との違い（主な事項）
第1章 総則（第1条～第5条） ・目的・定義・実施機関等の責務・事業者の責務・市民の責務	第1章 総則（第1条～第3条） ・目的・定義・基本理念 第2章 国及び地方公共団体の責務等（第4条～第6条） ・地方公共団体の責務 など 第3章 個人情報の保護に関する施策等 第1節 個人情報の保護に関する基本方針（第7条） 第2節 国の施策（第8条～第11条） 第3節 地方公共団体の施策（第12条～第14条） ・地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護・区域内の事業者等への支援・苦情の処理のあっせん等 第4節 国及び地方公共団体の協力（第15条） 第5章 行政機関等の義務等 第1節 総則（第60条） ・定義	1 改正法の適用対象 【適用関係】 改正法の規定は、地方公共団体の機関や地方独立行政法人に対して、直接適用されることになる。そのため、条例で改正法の規定と重複する規定を存置又は新たに整備する必要はない。 【地方議会】 地方議会における個人情報の取扱いについては、改正法第5章の直接の適用はないとされている。 ※ただし、自律的な対応が期待されている。 2 定義関係 【個人情報】 現行条例と同様に死者の情報は含まないこととされたが、一方で、容易照合性（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）が要件となる。 【その他】 現行法の定める「仮名加工情報」や「個人関連情報」などの用語の定義について適用されることになるとともに、「個人情報ファイル」、「行政機関等匿名加工情報」、「条例要配慮個人情報」など現行条例に定められていない用語の定義が新たに定められている。 3 地方独立行政法人関係 学術研究及び医療事業を行う地方独立行政法人については、原則として民間部門の規律（改正法第4章）が適用される一方で、安全管理措置（法令に基づき行う業務であって政令で定めるものに限る等）、開示請求等に係る制度及び行政機関等匿名加工情報の提供について公的部門の規律（改正法第5章）が適用される。
第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護（第6条～第48条） 第1節 個人情報の適切な取扱いの確保（第6条～第16条） ・収集の制限 ・事務の目的の明示 ・事務の届出 ・電子計算機処理の制限 ・利用及び提供の制限 ・提供先に対する措置要求 ・電子計算機の結合の制限 ・適正な維持管理 ・事務処理の委託 ・受託者等の義務 ・勧告及び公表	第2節 行政機関等における個人情報の取扱い（第61条～第73条） ・保有の制限等 ・利用目的の明示 ・不適正な利用の禁止 ・正確性の確保 ・安全管理措置 ・従事者の義務 ・漏えい等の報告等 ・利用及び提供の制限 ・保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求 ・外国にある第三者への提供の制限 個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求 ・匿名加工情報の取扱いに係る義務	4 保有（収集）の制限等 【収集の制限】 改正法においては、個人情報の本人以外からの収集の制限及びセンシティブ情報の収集の制限に関する規定が存在しない。 この点については、改正法上の保有の制限に係る規定（法令に定める所掌事務の遂行に必要な場合であって、利用目的の達成に必要な範囲に限る）により同水準の保護が図られているとされている。 【利用目的】 改正法においても、目的の明確化、当該目的の達成に必要な範囲内での収集、適正かつ公正な手段による収集、本人から直接書面で収集する場合の目的の明示に関しては、同趣旨の規定が存在するが、現行条例にはない、当該目的の変更に関する規定が設けられる。 5 利用及び提供の制限 【制限解除の要件】 改正法においては、目的外利用及び提供の制限解除の要件について、現行条例でも規定されている「法令に基づく場合」や「本人の同意があるとき」等のほか、「相当の理由」や「特別の理由」があるときとされている。一方で、現行条例にある「公にされているとき」が要件となっていない。 【審議会手続】 制限解除する場合（本人外収集や電子計算機処理等を含む）の審議会への意見聴取手続の規定を典型的に設けることは許容されない。

現行条例	改正法	現行条例との違い（主な事項）
		6 電子計算機処理及び結合の制限 改正法においては、直接的な制限規定は存在しない。この点については、改正法上の安全管理措置（改正法第66条第1項）や第三者提供制限（改正法第69条第2項）等により必要な保護が図られるためであるとされている。 7 安全管理措置 現行条例において定められていない「再委託先における安全管理措置義務」（改正法第66条第2項第5号）が規定されている。 8 漏えい等の報告等 個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定める事態が生じたときには、個人情報保護委員会に報告するとともに、本人に通知する義務が規定されている。
	第3節 個人情報ファイル （第74条・第75条） ・個人情報ファイルの保有等に関する 事前通知・個人情報ファイル簿の作成 及び公表	9 個人情報ファイル簿の作成及び公表 個人情報ファイル簿の作成及び公表（改正法第75条）については、新たに適用される制度であり、現行条例第8条の「事務の届出」が事務単位での目録である一方で、「個人情報ファイル簿」は個人情報ファイル単位で作成する帳簿とされている。 なお、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知は、改正法第74条においては、行政機関（会計検査院を除く）が対象であり、地方公共団体の機関や地方独立行政法人は対象とされていない。 また、改正法第75条第3項において、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（事務の届出）について、条例で定めることにより、引き続き作成及び公表することは可能とされている。 ※個人情報ファイルの定義については改正法第60条第2項を参照
第2節 保有個人情報の開示、 訂正及び利用停止 （第17条～第43条） ※第5章 補則 手数料等（第68条）	第4節 開示、訂正及び利用停止 （第76条～第108条） 第1款 開示（第76条～第89条） 第2款 訂正（第90条～第97条） 第3款 利用停止 （第98条～第103条）	10 任意代理人による請求 現行条例においては、本人又は法定代理人のみ開示請求をすることができることとしているが、改正法第76条においては、本人の委任による代理人（任意代理人）も開示請求をすることができるとされており、任意代理人からの開示請求を認めないとする条例上の規定は許容されないとされている。 11 不開示情報 改正法において、情報公開条例において公開しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては、不開示情報とすることを可能としている。 現行条例と改正法との相違点としては、例えば、次のものが認められる。 ①現行条例第19条第4号は「開示しないとの条件で開示請求者以外の個人又は法人等から任意に提供された情報」につき前提を設けていないが、改正法では「法人その他の団体」又は「事業を営む個人の事業に関する情報」であることが前提とされている（改正法第78条第1項第3号本文及びただし書口） ②現行条例第19条第7号に規定されている「人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護」が改正法第78条第1項第7号口において存在しない ③現行条例第19条第8号の規定が改正法第78条には存在しない 12 開示決定等の期限 現行条例においては、請求のあった日の翌日から起算して14日以内とされているが、改正法においては、請求のあった日から30日以内とされている。ただし、条例に規定することにより開示決定等を行う期限を法定の30日より短い日数とすることが可能である旨が示されている。

現行条例	改正法	現行条例との違い（主な事項）
		13 開示請求に係る手数料 現行条例においては、開示請求等に係る手数料は無料とし、公文書の写しの交付において、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないこととしているが、改正法においては、開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとする一方で、条例において手数料の額を無料とすることは、そのような条例を定めること自体が一定の住民の合意を得られたことの帰結とみなしうることから、許容されるとされている。 14 訂正請求及び利用停止請求 【訂正請求権等の対象】 改正法においては、訂正請求及び利用停止請求の対象は、開示決定等により開示を受ける範囲が確定されたものに限定している（開示決定等の前置）。但し、制度の運用に支障がない限り、条例により、本人が開示を受けていない保有個人情報についても訂正請求等の対象にできるとされている。） 【訂正請求の手続】 現行条例においては、「訂正請求の内容が事実と合致することを証する資料」の提出を求めているが、改正法においては、提出義務を条例で規定することはできないとされている。
第3節 審査請求 （第44条～第47条） ※第4章 個人情報保護審議会 （第59条～第67条）	第4款 審査請求 （第104条～第107条） 第5款 条例との関係（第108条）	15 審査請求 審査請求があったときの諮問義務の根拠や審理員による審理手続の規定の適用除外の根拠について、改正法に規定されることになる。 ※現在、大阪市個人情報保護審議会は、条例を根拠に設置した附属機関と位置付けているところ、改正法は、審査請求に係る諮問機関は「行政不服審査法第81条第1項の機関」と定めている。もっとも、当該機関を地方公共団体において一つしか置けないこととはされていないことから、同第81条第1項の機関として設置している「大阪市行政不服審査会」とは別に、条例により現在の個人情報補保護審議会を同項の機関として設置することは可能とされている（但し、本市行政不服審査法施行条例第5条が同法第81条第1項の機関を「大阪市行政不服審査会」とする旨のみを規定していることから、同施行条例の改正の可否を検討する必要がある。）。
第4節 保有個人情報の取扱い に係る情報の提供 （第48条）		16 情報提供の申出 改正法においては、個人情報の取扱状況に関する本人からの情報提供の申出に関する規定は存在しない。
	第5節 行政機関等匿名加工 情報の提供 （第109条～第123条） ・提案の募集に関する事項の個人情報 ファイル簿への記載・提案の募集・行政 機関等匿名加工情報をその用に供して 行う事業に関する提案・欠格事由・ 提案の審査等・行政機関等匿名加工情 報の利用に関する契約の締結・行政機 関等匿名加工情報の作成等・行政機関 等匿名加工情報に関する事項の個人情 報ファイル簿への記載・作成された行 政機関等匿名加工情報をその用に供して 行い事業に関する提案等・手数料・ 行政機関等匿名加工情報の利用に関す る契約の解除・識別行為の禁止等・従 事者の義務・匿名加工情報の取扱いに 係る義務	17 行政機関等匿名加工情報の提供等 行政機関等匿名加工情報の提供等については、新たに適用される制度である。 行政機関等における事務の流れとしては、概ねの次のとおりである。 ・行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者の提案を定期的に募集 ・審査基準に基づく審査 ・提供に係る契約の締結 ・行政機関等匿名加工情報の作成 ・行政機関等匿名加工情報の提供 ※行政機関等匿名加工情報の定義については改正法第60条第3項を参照

現行条例	改正法	現行条例との違い（主な事項）
第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護 （第49条～第58条） ・指導及び助言等・調査及び公表・勧告及び公表・調査、勧告及び公表の制限・出資法人等が講ずべき措置等・指定管理者に関する特例・指定管理者の義務・指定管理者が取り扱う個人情報の保護に係る措置・指定管理者からの受託者等の義務等・国又は他の地方公共団体との協力	第4章 個人情報取扱事業者等の義務等 （略）	18 出資法人等及び指定管理者関係 出資法人等及び指定管理者に関しては、個人情報保護制度に関する本市独自の規定を置くことは認められない模様。 ※出資法人等については、現行条例第53条第1項各号に定めるとおり、本市等が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人（本市が単独で設立した地方独立行政法人を除く）のうち本市又は本市が単独で設立した地方独立行政法人が行う事務又は事業と特に密接な関係にある法人であって市長が定めるもの等をいう。
第4章 個人情報保護審議会 （第59条～第67条） ※第2章第3節に記載	第5章 行政機関等の義務等 第4節 開示、訂正及び利用停止 （第76条～第108条） 第4款 審査請求 （第104条～第107条） 第5款 条例との関係 （第108条） 【再掲】	
第5章 補則（第68条～第73条） ・手数料等・苦情の処理・市長の調整・適用除外等・運用状況の公表・施行の細目	第5章 行政機関等の義務等 第6節 雑則 （第124条～第129条） ・適用除外等・適用の特例・権限又は事務の委任・開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等・行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理・地方公共団体に置く審議会等への諮問	19 審議会への諮問事項 条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会等に諮問することができる。なお、前述のとおり、現行条例による個人情報の収集、利用及び提供、電子計算機処理並びに電子計算機結合の制限解除に関して、条例上、典型的に意見聴取手続を要するものと定めることは許容されない。 ※また、改正法第129条に定める「審議会」の役割を改正法第108条第3項の定める諮問機関（行政不服審査法第81項第1項の機関）に担わせることは可能とされている。
	第6章 個人情報保護委員会 （第130条～第170条） （略）	20 個人情報保護委員会による監視等 【監視】 個人情報保護委員会は、行政機関等に対して、個人情報の取扱い等に関する指導や勧告等を行うことがあるとされている。 【その他】 条例を定めたときに個人情報保護委員会に届け出る義務や法の施行状況の報告を行う必要があることとされている。
	第7章 雑則（第171条～第175条） （略）	
第6章 罰則（第74条～第80条）	第8章 罰則（第176条～第185条）	21 罰則 現行条例に比べて、偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者の罰則が重くなっている。（改正法第185条第3号、現行条例第80条） ※再委託先の業務の従事者については、改正法においては第176条で、現行条例においては第74条で、同等の罰則となっている。

新条例に規定する必要がある事項等及び規定することができない事項

新条例に規定する必要がある事項 及び規定が許容される事項	新条例に規定することができない事項
①「条例要配慮個人情報」の内容（改正法第60条第5項） ・特に地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの	①改正法で定められた定義に関して、独自の定義を定めること ・改正法とは異なる「個人情報」の定義を定める規定等は許容されない。
②「個人情報取扱事務登録簿」の作成及び公表に係る事項（改正法第75条第5項） ・「事務の届出」（現行条例第8条）の継続（個人情報ファイル簿との併存）	②改正法で定められた規律を超えて、個人情報の取得や提供等に関する独自の規律を定めること ・要配慮個人情報等の取得等を制限する規定等（※現行条例第6条第2項等）は許容されない。
③情報公開条例との整合性を確保するための不開示とする必要がある情報（改正法第78条第2項） ・現行条例は、情報公開条例との整合性を確保しており、改正法の開示情報とは異なるものがある。	③電子化やオンライン化を伴う個人情報の取扱いに関して特別な制限を設けること ・オンライン結合に特別の制限を設ける規定等（※現行条例第12条等）は許容されない。
④開示請求にかかる手数料（改正法第89条第2項） 《条例必要事項》 ・条例で定める必要がある。 ・現行は、手数料は徴収せず、写しの作成及び交付に要する費用（実費）のみ負担することとしている。	④不要な個人情報の消去に関する規定を設けること
⑤開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項（改正法第108条） ・決定期限の短縮（現行は請求のあった日の翌日から起算して14日以内） ・開示決定の期限（短縮する場合のみ） ・任意代理人よる請求事案における本人の意思確認の方法 ・本人が開示を受けていない保有個人情報についても訂正請求・利用停止請求の対象にすること（制度の運用に支障がない限り）	⑤個人情報の取得、利用・提供、オンライン結合等を行う場合に典型的に審査会等への諮問を要件とすること
⑥行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料（改正法第119条第3項、同第4項） 《条例必要事項》 ・条例で定める必要がある。	⑥地方独立行政法人の開示請求に係る手数料及び同法人の行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料を定めること ・各法人の規程で定める必要がある。
⑦審査会等への諮問（改正法第129条） ・個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認められる場合に審査会等に諮問することができる。	⑦法が規定する開示請求の方法を制限すること ・開示請求書の提出を窓口での提出に限定する規定等は許容されない。
⑧内部管理に関する事項 ・個人情報の適正管理に関する体制に関すること ・個人情報ファイルの作成に当たり、地方公共団体内部において事前通知を求める制度をおくこと 等	⑧本人又は法定代理人若しくは任意代理人以外の者による 開示請求を認めること
⑨理念的事項 ・法の目的や規範に反せず、かつ事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えない範囲で、基本理念や事業者及び市民の責務を定めること	⑨開示請求等の手續について法の規定よりも処理期間を延長すること ・開示決定の期間を30日を超える期間とする規定等は許容されない（左欄⑤の通り短縮は可能。）。
⑩地方議会の個人情報の取扱いに関する事項 ・地方公共団体の議会の自律的な対応のもと個人情報の保護が適切に行われることが望ましいとされている。	⑩訂正請求を行う者に対し 当該請求の内容が事実に合致することを証明する資料の提出又は提示すべきことを求めること ・現行条例第29条第2項のような規定は許容されない。
⑪罰則 ・条例で改正法に規定されていない独自の義務等を定める場合において、当該義務等に違反した者に対する独自の罰則を定めること（但し、条例で規定できる独自の義務等は、改正法において条例に委任された事項、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項に限られる。）。	⑪審査会への諮問等に関して、地方公共団体が審査会等の調査を受けることを事実上の要件としたり、審査会の意見を尊重することを義務として定めること
	⑫改正法に規定する義務等に違反した者に対する独自の罰則を定めること
	⑬その他個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定がおかれていない事項

論 点 整 理（個別票）

		議題番号	1
審議事項	定義等		
関係規定	現行条例	第 2 条	
	改正法	第 2 条、第60条	
改正法上の取扱い	規定されないもの	「市会」、「電子計算機処理」	
	変更されるもの	「個人情報」（容易照合性の追加）	
	新規	「条例要配慮個人情報」、「匿名加工情報」など	
新条例への規定の可否	- 改正法で定められた用語の定義について、新条例で独自の定義を定めることはできない。 - 条例要配慮個人情報について、新条例で定めることが可能である旨の規定がある（改正法第60条第 5 項）。 - 新条例の適用対象（実施機関）を条例で定めることは可能と考えられる（なお、議会に係る規律をどのような形式で定めるかについては、各地方公共団体において検討すべきものとされている。）。		
項目と論点	1 個人情報の定義	「容易照合性」が加わることによる影響	
	2 条例要配慮個人情報	本市の条例において独自に定めるべき項目の有無	
	3 実施機関	① 現行条例上の実施機関（改正法が適用を除外している議会も含めて）の取扱い（新条例の適用対象として位置付けることの要否） ② 学術研究及び医療事業を行う地方独立行政法人について、原則として、民間部門における個人情報の取扱いに関する規律が適用される一方で、開示請求等に係る制度及び行政機関等匿名加工情報の提供に関しては公的部門の規律が適用されることになるが、当該法人（いわゆる規律移行法人）の取扱い	

事務局における考え方（案）	1 個人情報の定義	・ 条例により改正法と異なる用語の定義は許容されないとされていることから、改正法の施行後は「容易照合性」が「個人情報」の定義に加わる。 ・ なお、「容易照合性」とは、「通常の事務や業務における一般的な方法により他の情報と容易に照合することができる状態」をいい、例えば、照合にあたって他の行政機関等や事業者への照会を要するような場合等であって照会が困難な状態は含まれないとされているが、現行条例下においても、照合にあたって特別な照会を要する場合までを「個人情報」に含めて解釈・運用することはしていないことから、「容易」照合性が定義に加わることによる実質的な影響は特にないと考える。
	2 条例要配慮個人情報	・ 「条例要配慮個人情報」については、条例により独自に収集制限等の規定を設けることはできず、個人情報ファイル簿に項目としてその旨記載されるに留まるものであるが、当該情報を慎重に取り扱うべき注意喚起の効果はあると考えられる。 ・ 現行条例（第6条第2項）は、「要配慮個人情報」（改正法の「要配慮個人情報」と同様）とは別に、所謂「センシティブ情報」を定め、これらの情報につき収集制限等の定めを置いている。改正法の下では「要配慮個人情報」や「条例要配慮個人情報」について独自の収集制限等の規定を設けることはできないものの、これらの情報の取扱いを慎重に行うべきことを明らかにするために、「センシティブ情報」のうち「要配慮個人情報」に明示的に含まれていない情報（「思想」、「民族」等）や、その他、施策上、特に保護を重視すべき情報に関しては「条例要配慮個人情報」として条例に規定する意義はあると考える。
	3 実施機関	① 現行条例における「実施機関」を、条例で定めることとされた事項（開示請求の手数料、審査請求手続）や、引き続き本市が独自で運用する取組み（※）の適用対象として、新条例上に明確に位置付けることは可能であると考ええる。 ※ただし、事務の届出や運用状況の公表など、現行制度において取り扱っている制度を引き続き取り組んでいくこととした場合 ② いわゆる規律移行法人についても、個人情報ファイル簿や開示請求等、匿名加工情報に関しては、公的部門の規律を受けることになるため、上記と同様に取り扱うべきであると考ええる。

議題番号		1							
見出し	個人情報保護法(改正後)				見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)			
	条	項	号	規定内容		条	項	号	規定内容
第一章 総則					第1章 総則				
定義	2	1		この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。))で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。))により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 二 個人識別符号が含まれるもの	定義	2	2	個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。))で作られる記録をいう。以下同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。))により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) イ 個人識別符号が含まれるもの	
定義	2	2		この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの	定義	2	3	個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、市規則で定めるものをいう。 ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの	
定義	2	3		この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。	定義	2	4	要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして市規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。	
定義	2	4		この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。	定義	2	8	本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。	

議題番号		1							
見出し	個人情報保護法(改正後)				見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)			
	条	項	号	規定内容		条	項	号	規定内容
定義	2	5		この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。					
定義	2	6		この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。					
定義	2	7		この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。					
定義	2	8		この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。) 三 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関(第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。) 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの 六 会計検査院					

議題番号	1								
見出し	個人情報保護法(改正後)				見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)			
	条	項	号	規定内容		条	項	号	規定内容
定義	2	9		この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。					
定義	2	10		この法律において「 <u>地方独立行政法人</u> 」とは、 <u>地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。</u>	定義	2	1	実施機関 市長、大阪市会議長(以下「議長」という。)、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに本市が単独で設立した <u>地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)</u> をいう。	

議題番号		1							
見出し	個人情報保護法(改正後)				見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)			
	条	項	号	規定内容		条	項	号	規定内容
定義	2	11		この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。 一 行政機関 二 <u>地方公共団体の機関(議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。)</u> 三 独立行政法人等(別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第四項から第六項まで、第一百九条第五項から第七項まで並びに第二百五条第二項において同じ。) 四 <u>地方独立行政法人(地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号(チに係る部分に限る。))に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第一百九条第八項から第十項まで並びに第二百五条第二項において同じ。)</u>	定義	2	1	実施機関 <u>市長、大阪市会議長(以下「議長」という。)</u> 、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに本市が単独で設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。	
第五章 行政機関等の義務等					第1章 総則				
第一節 総則									
定義	60	1		この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員(独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。)第二条第二項に規定する行政文書をいう。)、法人文書(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。)第二条第二項に規定する法人文書(同項第四号に掲げるものを含む。)をいう。))又は地方公共団体等行政文書(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの(行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。)をいう。)(以下この章において「行政文書等」という。))に記録されているものに限る。 ※行政機関情報公開法第2条第2項各号には、地方公共団体に関わるものとして「一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」と定められている。	定義	2	5	保有個人情報 実施機関の職員(本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)第2条第2項に規定する公文書並びに大阪市会事務局(以下「事務局」という。))の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、議長が管理しているもの(官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるもの(以下「出版物」という。)を除く。)をいう。以下同じ。))に記録されているものに限る。	
定義	60	2		この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの					

議題番号		1							
見出し	個人情報保護法(改正後)				見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)			
	条	項	号	規定内容		条	項	号	規定内容
定義	60	3		この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部(これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報(同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。)、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報(同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。))又は地方公共団体の情報公開条例(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。)に規定する不開示情報(行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。)が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。)を加工して得られる匿名加工情報をいう。 一 第七十五条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。 二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求(行政機関情報公開法第三条、独立行政法人等情報公開法第三条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。)があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。 イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。 ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項、独立行政法人等情報公開法第十四条第一項若しくは第二項又は情報公開条例(行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。)の規定により意見書の提出の機会を与えること。 三 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第百十六条第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。					
定義	60	4		この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。 一 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの 二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの					
定義	60	5		この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報という。					

議題番号	1								
見出し	個人情報保護法(改正後)				見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)			
	条	項	号	規定内容		条	項	号	規定内容
					定義	2		7	電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他市規則で定める処理を除く。

論 点 整 理（個別票）

		議題番号	2
審議事項	保有（収集）の制限		
関係規定	現行条例	第 6 条、第 7 条	
	改正法	第61条、第64条	
改正法上の取扱い	規定されないもの	・ 本人外収集の制限、センシティブ情報の収集制限、審議会への意見聴取手続	
	変更されるもの	・ 保有の制限（収集の制限⇒保有の制限） ※ なお、改正法の「保有」には「取得」（収集）も含まれると解されている。 ・ 利用目的の特定（事務の目的の明確化⇒利用目的の特定）	
	新規	－	
新条例への規定の可否	・ 改正法で定められた規律を超えて、個人情報の取得や提供等に関する独自の規律を定めることは許容されない（なお、センシティブ情報に係る収集の制限を条例で設けることは許容されない（「要配慮個人情報」、「条例要配慮個人情報」も同様。）とされているが、本人外収集の制限については明示的に否定されていない。）。 ・ 保有（収集）に関して典型的に審議会への意見聴取（諮問）を条例で義務付けることは許容されない。		
項目と論点	1 保有の要件	① 法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合であること（保有の必要性）にかかる判断の妥当性の担保 ② 利用目的の特定の程度 ③ 利用目的の達成に必要な範囲であること（必要な範囲）にかかる判断の妥当性の担保	
	2 本人外収集の制限	① 本人外収集の制限（本人収集の原則）を改正法下でも維持すべきか（条例上明記しておくべきか） ② 本人外収集を行う場合のその必要性等にかかる判断の妥当性の担保	
	3 センシティブ情報の収集の制限	センシティブ情報の収集の制限（収集の原則禁止）を条例で規定できないことへの代替措置の要否（センシティブ情報を収集する必要性にかかる判断の妥当性の担保）	

事務局における考え方（案）	1 保有の要件	①③ 実施機関による「保有の必要性」及び「必要性の範囲」の判断が恣意的にならないよう、例えば、個人情報の保有（収集）に際して、次のような方法を採用することが考えられる。 ア 制度所管部署に事前協議を行う イ 審議会に取扱状況の報告を事後的に行う ② 現行条例においても「事務の目的の明示」の定めの下で、個人情報の保有（収集）目的を具体的・個別的なものとするを図っており、改正法下でも特段、取扱いを変えるべき部分はないと考えられる。
	2 本人外収集の制限	① 本人外収集の制限を条例で定めることの許否は明確に示されていないが、条例上これを明記することは、改正法で許容されないとされている法律との重複事項になる可能性がある。もっとも、個人情報の収集については本来は当該個人本人に関与させることが望ましいと考えられるところであり、改正法第61条、第64条等の規定をその趣旨に則って適用・解釈する余地もあると考えられることから、例えば、条例上には明記せずとも、改正法第61条、第64条の解釈の考え方として、本人収集を原則的な理念とする旨の考え方を示しておくこと等が考えられる。 ② 本人以外から個人情報を収集する必要がある場合（現行条例第6条第3項各号に該当するとする具体的な理由）においても、当該必要性の判断が実施機関において恣意的なものとならないようにするため、例えば、現行制度で審議会に諮問することとされている現行条例第6条第3項第6号又は同項第7号に該当する場合には、改正法では許容されない典型的な「諮問」に代えて、次のような方法を採用することが考えられる。 ア 制度所管部署に事前協議を行う イ 審議会に取扱状況の報告を行う
	3 センシティブ情報の収集制限	センシティブ情報の収集の制限を条例で定めることは許容されないとされているところであるが、当該情報は個人の権利利益に特に関わりが深く、重大な権利侵害と結びつく可能性が高いと言えることから、その保有（収集）にあたっては、改正法の求めるその必要性の判断を、現行条例第6条第2項の趣旨も踏まえて、より慎重に行うことが望ましい。 そこで、センシティブ情報を収集する際においては、その必要性の判断が恣意的とならないようにするため、例えば、次のような方法を採用することが考えられる。 ア 制度所管部署に事前協議を行う イ 審議会に取扱状況の報告を行う

議題番号		2							
見出し	個人情報保護法(改正後)				見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)			
	条	項	号	規定内容		条	項	号	規定内容
第五章 行政機関等の義務等					第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護				
第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い					第1節 個人情報の適切な取扱いの確保				
個人情報の保有の制限等	61	1		行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため <u>必要な場合</u> に限り、かつ、その <u>利用の目的をできる限り特定</u> しなければならない。	収集の制限	6	1		実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う <u>事務の目的を明確</u> にし、当該明確にされた <u>事務の目的(以下「事務の目的」という。)</u> の <u>達成に必要な範囲内</u> で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。
個人情報の保有の制限等	61	2		行政機関は、前項の規定により特定された <u>利用の目的(以下「利用目的」という。)</u> の <u>達成に必要な範囲</u> を超えて、個人情報を保有してはならない。	適正な維持管理	13	3		実施機関は、 <u>事務の目的の達成に必要な範囲</u> を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要がなくなったときは、保有個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的価値を有すると認められるものについては、この限りでない。
適正な取得	64			行政機関の長等は、 <u>偽りその他不正な手段により</u> 個人情報を取得してはならない。	収集の制限	6	1		実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該明確にされた事務の目的(以下「事務の目的」という。)の達成に必要な範囲内で、 <u>適正かつ公正な手段により</u> 収集しなければならない。
					収集の制限	6	2		実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき (2) 事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められるとき
					収集の制限	6	3		実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等に定めがあるとき (2) 本人の同意があるとき (3) 出版、報道等により公にされているとき (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき (5) 所在不明、心神喪失その他の事由により本人から個人情報を収集することが困難なとき (6) 争訟、選考、指導、相談、交渉その他の事務又は事業を遂行するために個人情報を収集する場合において、本人から当該個人情報を収集したのでは当該事務若しくは事業の目的を損ない、又は当該事務若しくは事業の公正若しくは円滑な遂行に著しい支障が生ずると認められるとき (7) 本市の他の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくはこれらに準ずる団体から個人情報の提供を受けることが事務若しくは事業の遂行上やむを得ないと認められる場合又は第三者から個人情報を収集することが公益上必要と認められる場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき

議題番号	2								
見出し	個人情報保護法(改正後)				見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)			
	条	項	号	規定内容		条	項	号	規定内容
					収集の制限	6	4		実施機関は、第2項第2号又は前項第6号若しくは第7号の規定により個人情報を収集しようとするとき(争訟、選考、指導、相談又は交渉を行うために第三者から第2項に規定する個人情報以外の個人情報を収集しようとするときを除く。))は、あらかじめ大阪市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。
					収集の制限	6	5		実施機関は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで個人情報を収集したときは、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は当該実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べるができる。
					事務の目的の明示	7	2		前条第5項の規定は、前項第1号から第3号までの規定により事務の目的を明示しないで個人情報を収集した場合について準用する。

論 点 整 理（個別票）

		議題番号	3
審議事項	利用目的の変更		
関係規定	現行条例	－	
	改正法	第61条	
改正法上の取扱い	規定されないもの	－	
	変更されるもの	－	
	新規	・ 利用目的の変更	
新条例への規定の可否	・ 利用目的の変更に関して典型的に審議会等への諮問を要件とする（意見聴取を義務付ける）規定は許容されないと考えられる。		
項目と論点	利用目的の変更	・ 変更前の利用目的との「相当の関連性」にかかる判断の妥当性の担保	
事務局における考え方（案）	利用目的の変更	・ 利用目的を変更する場合の「変更前の利用目的との相当の関連性」の実施機関の判断が恣意的にならないようにするため、利用目的の変更に際しては、例えば、次のような方法を採用することが考えられる。 ア 制度所管部署に事前協議を行う イ 審議会に取扱状況の報告を行う	

議題番号		3							
見出し	個人情報保護法(改正後)				見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)			
	条	項	号	規定内容		条	項	号	規定内容
第五章 行政機関等の義務等									
第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い									
個人情報の保有の制限等	61	3		行政機関は、利用目的を変更する場合には、 変更前の利用目的と相当の関連性 を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。					

論 点 整 理（個別票）

議題番号	4
------	---

審議事項	利用及び提供の制限等
------	------------

関係規定	現行条例	第10条
	改正法	第69条

改正法上の取扱い	規定されないもの	・ 審議会への意見聴取手続
	変更されるもの	・ 目的外利用及び提供の制限解除の要件
	新規	—
新条例への規定の可否	- 改正法で定められた規律を超えて、個人情報の取得や提供等に関する独自の規律を定めることは許容されないとされている。 - 目的外利用及び提供に関して類型的に審議会等への諮問を要件とする（意見聴取を義務付ける）規定は許容されない。	

項目と論点	目的外利用及び提供の制限	・ 改正法上の制限解除に関する「相当の理由」や「特別の理由」にかかる判断の妥当性の担保
-------	--------------	---

事務局における考え方（案）	目的外利用及び提供の制限	- 個人情報保護委員会が策定するガイドライン等において示される「相当の理由」及び「特別の理由」の考え方等を踏まえて行う、「相当の理由」及び「特別の理由」に係る実施機関の判断が恣意的なものとならないようにするため、例えば、次のような方法を採用することが考えられる。 - ア 制度所管部署に事前協議を行う - イ 審議会に取扱状況の報告を行う
---------------	--------------	---

議題番号		4							
見出し	個人情報保護法(改正後)				見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)			
	条	項	号	規定内容		条	項	号	規定内容
第五章 行政機関等の義務等					第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護				
第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い					第1節 個人情報の適切な取扱いの確保				
利用及び提供の制限	69	1		行政機関の長等は、 <u>法令に基づく</u> 場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。	利用及び提供の制限	10	1	1	<u>法令等に定めがあるとき</u> ※(本文)実施機関は、事務の目的の範囲を超えて保有個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は保有個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
利用及び提供の制限	69	2	本文	前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 <u>利用目的以外の目的のために</u> 保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、 <u>本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは</u> 、この限りでない。	利用及び提供の制限	10	1	本文	実施機関は、 <u>事務の目的の範囲を超えて</u> 保有個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は保有個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
利用及び提供の制限	69	2	1	一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。	利用及び提供の制限	10	1	2	本人の同意があるとき又は本人に提供するとき
利用及び提供の制限	69	2	2	二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を <u>内部で利用</u> する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて <u>相当の理由</u> があるとき。	利用及び提供の制限	10	1	6	実施機関の <u>内部で利用</u> し、又は当該実施機関以外のものに提供することに <u>相当の理由</u> があると認められる場合において、 <u>本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき</u>
利用及び提供の制限	69	2	3	三 <u>他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合</u> において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて <u>相当の理由</u> があるとき。	利用及び提供の制限	10	1	6	実施機関の内部で利用し、又は <u>当該実施機関以外のものに提供</u> することに <u>相当の理由</u> があると認められる場合において、 <u>本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき</u>
利用及び提供の制限	69	2	4	四 前三号に掲げる場合のほか、 <u>専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由</u> があるとき。	利用及び提供の制限	10	1	4	<u>専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供する場合</u> において、 <u>本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき</u>

議題番号	4								
見出し	個人情報保護法(改正後)				見出し	大阪市個人情報保護条例(現行条例)			
	条	項	号	規定内容		条	項	号	規定内容
利用及び提供の制限	69	3		前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する 他の法令の規定 の適用を妨げるものではない。	適用除外等	71	1	本文	この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。
						71	1	1	統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る同条第11項に規定する調査票情報(以下「調査票情報」という。)に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
						71	1	2	統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた同法第2条第5項に規定する統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
利用及び提供の制限	69	4		行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。					
					利用及び提供の制限	10	1	3	出版、報道等により公にされているとき
					利用及び提供の制限	10	1	5	個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
					利用及び提供の制限	10	2		第6条第4項及び第5項の規定は、前項第5号又は第6号の規定により保有個人情報を利用し、又は提供しようとする場合について準用する。